

令和2年4月吉日

しらぎく母の会会員の皆様へ

しらぎく幼稚園
しらぎく母の会

総会のお知らせ

お子様のご入園・ご進級おめでとうございます。新しい年度を迎え、皆様方には希望に満ちた第一歩を、お子様とともに踏み出されたことと思います。

さて、本年度の《母の会総会》を下記の通り実施いたしますので、お忙しいこととは存じますが、ご出席下さいますようお願い申し上げます。尚、ご欠席される方は、委任状を4月8日（水）までにお子様を通してクラス担任までご提出下さい。

記

日時 令和2年4月10日（金） 14:00～
場所 円型ホール（上履きをご持参下さい）
議事 1. 令和元年度会計報告
2. 令和2年度規約
3. 新役員の紹介
4. その他

1. 役員の方は必ずご出席下さい。新役員になられた方は13:30～係決めを行います。場所は後日お知らせします。
2. 総会終了後、新旧役員の引継ぎを行います。

..... 切り取り線

4月8日（水）締切

委任状

私事の為、総会を欠席いたしますので、決議にかかわる全ての権限を議長に委任いたします。

_____ 組 _____ 園児名 _____

_____ 保護者 _____ 印

令和2年4月吉日
しらぎく幼稚園
しらぎく母の会

令和2年度「しらぎく母の会」規約（案）

- 第1条 名称 本会は、「しらぎく母の会」と呼び、事務局を幼稚園内におきます。
- 第2条 目的 しらぎく幼稚園に協力し、その教育方針を全うするために諸般の活動を行います。
- 第3条 活動 会の目的を達成するために以下の活動を行います。
1. 会の活動を図り教養を高める活動
2. 幼稚園の事業に協力する活動
3. 教職員の研究を助成する活動
4. その他目的達成のために必要な活動
- 第4条 会員 しらぎく幼稚園に在籍する園児の保護者・職員とします。
- 第5条 役員 全て役員会にて決定し、全役員が等分の責任分担を負います。
（但し、会長1名、副会長1名、会計1名をおく）
- 第6条 任期 役員任期は1年とします。
- 第7条 任務 各役員はそれぞれの公務を処理します。
- 第8条 会議
1. 定例総会は年1回とします。
2. 臨時総会は役員が必要と認めたときに招集します。
- 第9条 議決 議会の議決は出席者の過半数を持って決し、賛否同数の時は議長が採決します。
委任状の取り扱いについては議長に一任するものとします。
- 第10条 会計
1. 会の運営に関わる経費は、会費及び寄付金をもって充てます。
2. 会及び全ての園児にとって必要と認められる活動については、その都度役員会において経費負担の是非の検討を行います。
3. 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日とします。
4. 会の会費は児童1人あたり、1ヶ月550円とします。
※保育料引落とし銀行より年3回（6月・9月・12月）母の会へ自動引落としとします。
5. 転入者の会費は入園した月から徴収するものとします。
6. 退園者に対し、納入した会費の返還は行わないものとします。
7. 慶弔金・見舞金等については、年度始めに役員が検討するものとします。
8. 年度末の残金は、次年度へ繰り越します。